

## 【緊急通信と遭難通信②～遭難通信とその後の対応～】

### 1. 遭難通信と受信証

今回は緊急通信についてでした。今回は遭難通信とその後の対応についてです。遭難通報の内容は無線局運用規則第170条に規定されています。

- 前条の遭難通報は、**遭難信号（なるべく3回）**に引き続き、できる限り、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。（中略）
- 一 **相手局の呼出符号又は呼出名称**（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く）
  - 二 遭難した航空機の識別又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
  - 三 遭難の種類 ★<sub>1</sub>
  - 四 遭難した航空機の機長のとらうとする措置 ★<sub>2</sub>
  - 五 遭難した航空機の位置、高度及び針路 ★<sub>3</sub>

これに対し、遭難通報を受信した航空局は受信証を送信しなければなりません。無線局運用規則第172条には次のように規定されています。

- 航空局又は航空機局は、遭難通報を受信した場合において、無線電話によりこれに応答するときは、次に掲げる事項（遭難航空機局と現に通信を行っている場合は、第三号及び第四号に掲げる事項）を順次送信して応答しなければならない。
- 一 遭難通報を送信した航空機局の呼出符号又は呼出名称 一回
  - 二 自局の呼出符号又は呼出名称 一回
  - 三 了解又はこれに相当する他の略語 一回
  - 四 遭難又はこれに相当する他の略語 一回

例えば“JA0000, Tokyo Control, roger Mayday”です。それでは管制機関は受信証を送信した後どのように対応するでしょうか？

### 2. 管制機関はどのように動くか

緊急・遭難通報を受信した管制機関は、情報の収集に努めると共に、航空機にできる限りの援助を与えることになっています（管制方式基準(VI)1(2)）。

収集した情報はまずRCCに（飛行場の管制機関は運航情報官を通じて）通報します。具体的には緊急状態の内容(★<sub>1</sub>)、飛行計画のうち必要な項目(◎)、航空機から最後の通信を受けた時刻(○)・周波数(○)、最新の位置(○★<sub>3</sub>)、航空機の色(◎)・標識(◎)・残存燃料(※)などです（管制方式基準(VI)2(2)）。

また、到着予定の飛行場の消火救難機関に対して

は型式(◎)・呼出名称(◎)、緊急状態の内容(★<sub>1</sub>)、搭乗人数(※)、搭載燃料(時間)(※)、最新の位置(○★<sub>3</sub>)・着陸予定時刻及び使用滑走路(○★<sub>2</sub>)、知り得た危険物搭載に関する情報(※)が(ACCからは飛行場の管制機関を通じて)通報されます（管制方式基準(VI)2(4)）。

これらの情報の中には飛行計画書から読み取ることができる事項(◎)や管制機関であればわかる事項(○)、また遭難通報に必ず含まれる事項(★)もありますが、正確な残存燃料や搭乗人数（定期運送事業では飛行計画書の記載と実際の人数が異なる場合があります）、搭載している危険物など、飛行計画書から必ずしも読み取れないもの(※)については航空機から報告を受けるしかありません。航空機から通報がない場合、管制官は最小限の交信で必要な情報を得ようとしています（管制方式基準(VI)1(2)）。

### 3. 何を聞かれるか知っていますか？

では、管制官は航空機に対して何をどのように尋ねるでしょうか。管制方式基準に管制用語は定められていませんが、CPDLCのアップリンク定型メッセージに「Report remaining fuel and souls on board」という文言があります。Souls on boardは聞き慣れない表現かもしれませんが、乗員・乗客の総数です。決して乗客のみの数ではありません。

またICAO Doc 4444の15.1.1.2 e)には以下のような記述もあります。

Obtain from the operator or flight crew such of the following information as may be relevant: number of persons on board, amount of fuel remaining, possible presence of hazardous materials and the nature thereof.

以上のようなことを尋ねられるという知識がない場合、緊急時に管制官からの質問に迅速・簡潔に答えられない可能性があることから、AIM-J737項が2018年前期版において改訂され、管制官から搭乗人数及び残燃料を尋ねられることがある旨が追記されます。ぜひご参照ください。

この「ATC再発見 **Radio Telephony Meeting**」は、JAPA ATS委員会とATCA技術委員会が参加しているR/T Meetingで討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。